

那須烏山市ＪＲ烏山線通学定期券購入費補助金交付規程

令和５年３月22日規程第28号

改正

令和５年６月８日規程第２号

令和８年３月31日規程第28号

(趣旨)

第１条 この規程は、ＪＲ烏山線を利用して栃木県立烏山高等学校その他の学校に通学する者（以下「通学利用者」という。）又はその保護者に対し、通学定期乗車券（以下「定期券」という。）の購入費のうちＪＲ烏山線の運行区間に係る費用の一部を補助することにより、もってＪＲ烏山線の利用向上及び栃木県立烏山高等学校への入学者の確保を目的とするＪＲ烏山線通学定期券購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和５年規程２号・令和８年規程28号〕

(補助金等交付規則との関係)

第２条 補助金は、この規程の定めるところにより交付するものとし、この規程の定めのない手続その他の取扱いについては、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年10月那須烏山市規則第46号）の手続その他の取扱いを適用することができる。

一部改正〔令和８年規程28号〕

(定義)

第３条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ＪＲ烏山線 東日本旅客鉄道株式会社が運行する烏山線をいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校をいう。

一部改正〔令和５年規程２号・令和８年規程28号〕

(補助対象者)

第４条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する通学利用者の保護者（当該通学利用者と生計を一にしている親権者又は監護を行う者をいう。）とする。

- (1) 市内に設置された学校の通学利用者
- (2) 市外に設置された学校の通学利用者（市内に住所を有する者に限る。）

２ 前項第２号の規定にかかわらず、同号の通学利用者が学校のうち大学、高等専門学校（第４学年以上に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に通学する者であるときは、通学利用者自らが補助金の交付を受けることができる。

一部改正〔令和５年規程２号・令和８年規程28号〕

(補助対象経費)

第５条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、定期券の購入費（Ｊ

R 烏山線の宝積寺駅から烏山駅までの運行区間に係る費用に限る。)とし、当該定期券の有効期間のうち令和8年4月1日以後の通学利用者が学校に在籍する期間(以下「補助対象期間」という。)に係る費用とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に国、県その他の地方公共団体及び市の補助金等の交付の対象となる経費があるときは、当該経費は、補助対象経費から除くものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。
- 3 紛失その他の理由により定期券を再購入した場合の補助対象経費について、当該再購入した定期券の有効期間のうちに既にこの規程による補助金の交付を受けた期間が含まれているときは、補助対象経費から当該期間に係る経費を除くものとする。

一部改正〔令和5年規程2号・令和8年規程28号〕

第6条 削除

(補助金の額)

第7条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、補助対象経費を補助対象期間中の日数で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に次条の規定により申請兼請求する期間中の日数を乗じて得た額の4分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請兼請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、J R 烏山線通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請兼請求しなければならない。

- (1) 購入した定期券の写し
- (2) 申請者の身分証明書の写し
- (3) 申請者名義の振込先金融機関の通帳の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、定期券の有効期間が2会計年度にわたるときは、補助対象経費を会計年度ごとに区分して、当該会計年度ごとに前項の規定による申請兼請求を行うものとする。
- 3 市長は、申請者が過去にこの規程による補助金の交付を受けた者であるときは、第1項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

一部改正〔令和5年規程2号・令和8年規程28号〕

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請兼請求があったときは、補助金の交付の可否を審査し、補助金を交付することに決定したときはJ R 烏山線通学定期券購入費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、補助金を交付しないと決定したときはJ R 烏山線通学定期券購入費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付することに決定したときは、当該申請者に対し、速や

かに補助金を交付するものとする。

一部改正〔令和8年規程28号〕

（変更の届出等）

第10条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに J R 烏山線通学定期券購入費補助金交付資格変更届（別記様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 通学方法又は住所に変更が生じたとき。
- (2) 通学する学校に変更が生じたとき。
- (3) 通学する学校を退学したとき。
- (4) 通学に J R 烏山線を利用しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合において当該変更の内容が補助金の交付額を変更すべきものであるときは、当該交付額を変更し、J R 烏山線通学定期券購入費補助金交付額変更通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付額を変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、その差額に相当する額を返還させるものとする。

一部改正〔令和8年規程28号〕

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に該当することが判明したときであつて、同項の規定による届出が速やかに提出されなかったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、J R 烏山線通学定期券購入費補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

一部改正〔令和8年規程28号〕

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その者に対し既に交付した補助金があるときは、J R 烏山線通学定期券購入費補助金返還命令書（別記様式第7号）により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 この規程の失効の日までに補助金の交付を受けた者に対する第10条から第12条までの規定及び同日までに第8条の規定による補助金の交付の申請兼請求をした者のうち第9条の規定による交付の決定をしていない者に対する同条、第10条から第12条までの規定については、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。

附 則 (令和5年6月8日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月31日規程第28号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の那須烏山市ＪＲ烏山線通学定期券購入費補助金交付規程の規定は、この規程の施行の日以後にＪＲ烏山線通学定期券購入費補助金の交付の申請兼請求を行う者について適用し、同日前に当該補助金の交付の申請兼請求を行った者については、なお従前の例による。